

鳥取県告示第 92 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を平成20年2月26日付けて次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課において縦覧に供する。

平成 20 年 2 月 26 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

申請者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
倉吉市葵町725-1 有限会社ツイズ 代表取締役 浜田洋一	東伯郡湯梨浜町大字中興寺字深田311-4	幅員 6.00メートル 延長 44.00メートル